

世羅町商工会持続化支援事業助成要綱

(目的)

第1条 本事業は、世羅町商工業の活力向上を支援する事業補助金交付要綱に基づき、小規模企業者が持続的な発展のため事業計画に基づいた生産性向上又は販路開拓等の取り組み及び事業承継者が事業計画に基づいて取り組む事業承継時の経営安定と円滑な事業展開を支援するため、事業に要する経費の一部を助成し、以て、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 『小規模企業者』とは、中小企業基本法（昭和38年法律第122号）第2条第5項に規定される常時使用する従業員数が、商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下の事業者をいう（常時使用する労働者とは、労働基準法第20条に定める「予め解雇予告を必要とする者」及び個人事業の専従者のことをいい、法人役員、個人事業主、日々雇入れられる者、2ヶ月未満の期間を定めて雇用される者、季節労働者は含まれない。）
- (2) 『事業計画』とは、経営計画を基に、顧客ニーズと市場の動向を鑑み、自社の提供する商品等の強みを活かした営業目標と目標達成に向けた取組を概ね3年間の期間を目途に作成したものをいう。
- (3) 「生産性の向上」とは、付加価値額の増加を目指す取り組みをいい、本助成金における付加価値額とは「営業利益・人件費・減価償却費」の合計額をいう。
- (4) 「販路開拓等の取り組み」とは、本事業完了後、概ね1年以内に売上につながること見込まれる取り組みをいう。
- (5) 「事業承継者」とは、経営者がその地位や株式・不動産などの資産を引き継がせようとする者をいう。

(対象要件)

第3条 助成金の対象となる事業・事業者は下記の各項目に該当することとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第122号）第2条第5項に規定する小規模企業者であり世羅町に本店または支店等がある者
- (2) 本会の会員事業者であること
- (3) 町税（国民健康保険税を含む）を滞納していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条4項に該当する事業且つ公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

- (1) 持続化支援助成金
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

(2) 事業承継支援助成金

店舗の全部又は一部の改修に要する経費

屋外広告物（看板、サイン等）の製作及び設置に要する経費

- 2 前条の各号に規定する対象経費について、国、県又はその他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その額を控除した額を対象経費とする。

(実施期間)

第5条 助成金の対象となる事業を実施する期間は次のとおりとする。

(持続化支援助成金)

申請書を提出した日から、交付決定を受けた日の属する商工会会計年度の末日までとする。

(事業承継支援助成金)

申請書を提出した日から、前後各1年の間とする。（事業実施及び事業承継の完結が必要）

(助成金額)

第6条 助成対象経費の3分の2以内の額で30万円を限度とし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額とする。

- 2 持続化助成金は、本会の会計年度内において1回を上限とする。
3 事業承継支援助成金は、事業承継につき1回を上限とする。

(申請手続き)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、以下の手続きにより申請を行うものとする。

(1) 持続化支援助成金

事業開始の前日までに以下の書類を提出するものとする。

- ・持続化支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ・その他本会会長が必要と認める書類

(2) 事業承継支援助成金

- ・事業承継支援助成金交付申請書（様式第2号）
- ・その他本会会長が必要と認める書類

(審査・交付決定)

第8条 本会会長は前条の申請があった場合には、審査会を開催し、交付の適否について審査する。

2 審査会において決定した内容を、次の各号の定めにより、申請者に通知する。

(1) 前条の審査により、助成金交付が適当と認められたときは、助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(2) 前条の審査により、助成金交付が不相当と認められた時は、交付しない旨の決定をし、その旨を助成金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

3 本会会長は、前号(2)の対象となった申請者に対して、意見を付した上で再度、審査を行うことが出来る。

(実績報告)

第9条 第8条第2号(1)にて交付決定を受けた申請者は、事業が完了した日から起算して30日以内、又は年度最終日のいずれか早い日を期限として、以下の書類を提出しなければならない。持続化支援助成金

- ・持続化支援助成金実績報告書（様式4）
- ・事業収支決算書
- ・事業実施に要した経費の明細と支払いを証明することができる領収書の写し

- ・事業実施状況に関する証拠となる写真等
- ・町税の完納証明書（滞納のない証明書）

(1) 事業承継支援助成金

- ・事業承継支援助成金実績報告書（様式5）
- ・事業収支決算書
- ・事業実施状況に関する証拠となる写真等
- ・事業実施に要した経費の明細と支払いを証明することができる領収書の写し
- ・町税の完納証明書（滞納のない証明書）

（支給手続き）

第10条 本会会長は、前条の報告に基づき、その内容を確認し、実績報告書に記された振込先へ振り込みにより助成金を支給する。

（年次報告）

第11条 助成金を受けた申請者は、交付決定後3か年にわたり本会に対し報告を行わなければならない。

- (1) 年次報告書（様式6）
- (2) 決算書ならびに確定申告書の写し（管轄税務署の証明があるもの）
- (3) 町税の完納証明書
- (4) その他商工会長が必要と認める書類

2 前各号の提出期限は、確定申告書の提出が完了した日から起算して30日以内、又は年度最終日の3月31日のいずれか早い日とする。

（助成金の返還等）

第12条 助成金を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した持続化支援事業助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 持続化支援事業助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- (2) その他不正の事実があったとき

附 則

（実施の時期）

この要綱は、平成28年5月11日から実施する。

（改訂）

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱の一部改正は、令和3年5月1日より実施する。